

志木市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(入居の手続)</p> <p>第13条 入居権利者は、入居承認のあった日から10日以内に、<u>次に掲げる手続をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入居権利者と緊急時等に連絡をとることができる者であって、市長が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡先」という。）が署名する請け書を提出すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(緊急時等連絡先の変更)</u></p> <p>第14条 入居権利者が<u>緊急時等連絡先</u>を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>緊急時等連絡先</u>について次の各号のいずれかに定める事実が発生した場合に準用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(入居権利者の地位の承継)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の承認を受けた者は、当該承認を受けた者と<u>緊急時等連絡先</u>が署名した<u>請け書</u>を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第13条 入居権利者は、入居承認のあった日から10日以内に、<u>次の各号に掲げる手続をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入居権利者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人が署名する請書</u>を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(連帯保証人の変更)</u></p> <p>第14条 入居権利者が<u>連帯保証人</u>を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>連帯保証人</u>について次の各号のいずれかに定める事実が発生した場合に準用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 失業その他の理由による保証能力の著しい減少又は喪失</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(入居権利者の地位の承継)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の承認を受けた者は、当該承認を受けた者と<u>同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人が署名した請書</u>を市長に提出しなければならない。</p>

(敷金)

第21条 略

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁償に充ててることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

4 略

(住宅の明渡し請求)

第43条 略

2 略

3 第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、入居した日から当該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に法定利率による支払い期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4・5 略

(敷金)

第21条 略

2 前項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

3 略

(住宅の明渡し請求)

第43条 略

2 略

3 第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、入居した日から当該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年5分の割合による支払い期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4・5 略